

守谷市地域包括支援センター運営事業業務委託内容 (案)

- 1 委託業務根拠法令
介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第115条の46第1項の規定に基づく業務
- 2 委託期間
2020年4月1日から2023年3月30日まで
- 3 業務日・業務時間
 - (1) 業務日
月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までは除く）
 - (2) 業務時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、業務日・業務時間以外であっても、地域の住民、関係団体の会議等に出席を求める場合もある。また、電話等により24時間対応可能な連絡体制を確保すること。なお、緊急時の連絡体制については、受託法人の他施設等との連携による対応としても差し支えないものとする。
- 4 業務内容
 - (1) 総合相談支援業務（法115条の45第2項第1号）
 - ア 地域におけるネットワークの構築
支援を必要とする高齢者の適切な支援へつなぎ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、地域の関係者（介護サービス事業所、医療機関、民生委員、ボラティア等）のネットワークの構築を図る。
 - イ 実態把握
高齢者世帯への戸別訪問や地域住民からの情報収集等、圏域の地域特性に合わせた方法により、高齢者や家族状況等についての実態把握を行う。
 - ウ 総合相談支援
 - a 初期段階の相談対応
本人、家族、近隣住民、地域ネットワーク等からの様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、適切なサービス又は制度に関する

情報提供、関係機関の紹介等を行う。

b 専門的・継続的な相談支援

専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定し、適切なサービスや支援につなぐ。

(2) 権利擁護業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

ア 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、制度の説明や申立てにあたっての関係機関の紹介等を行う。

申立てを行える親族がいないと思われる場合や親族がいても申立てを行う意思がない場合で制度の利用が必要と認める場合、速やかに市に報告する。

また、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の啓発を地域住民へ行う。

イ 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人保健福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に当該高齢者の状況を報告し、措置入所の実施を求める。

ウ 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の要援護者に対する支援に関する法律」（平成 17 年法律 124 号）等に基づき、速やかに事例に即した適切な対応を行う。なお、業務の詳細については、「高齢者虐待対応マニュアル（改訂版）」（平成 27 年 3 月茨城県保健福祉部長寿福祉課）を参照すること。

エ 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、3 職種職員で対応を検討し、必要な支援を行う。

オ 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、市消費者生活センターと情報交換を行うとともに関係機関に情報提供を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定する等、ネットワークを構築し、その活用を図る。

ウ 介護支援専門員に対する指導・助言

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地から指導、助言を行う。また、資質向上を図る観点から市との協働で事例検討会や研修会を開催する。

(4) 地域ケア個別会議（法第 115 条の 48 第 2 項）

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を効果的に実施するために、守谷市地域ケア会議実施要綱に基づき、市と緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら開催する。

(5) 第 1 号介護予防支援事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）

要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当した者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境に提供されるよう必要な援助（介護予防ケアマネジメント）を行う。

なお、介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。この場合、以下の事項に留意すること。
ア センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の承認を得ていること。

イ 特定の指定居宅介護支援事業所に偏ることがないように、公正・中立性の確保に努めること。

ウ ケアマネジメント業務が適切に実施されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと。

(6) 指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるように、その心身や置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに指定介護予防サービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業所との連携調整を行う。

業務の実施にあたっては、法第 115 条の 22 の規定に基づく指定介護予防支援事業所及び生活保護法第 54 号の 2 第 1 項の規定に基づく指定事業所の申請をし、指定を受けること。

また、「守谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準等に定める条例」(平成27年3月25日)を遵守して運営すること。

ア 担当件数

3職種職員は、包括的支援事業の実施に支障を来さない範囲で指定介護予防業務との兼務を可能とする。

イ 指定居宅介護支援事業所への一部委託について

- ・運営協議会の議を得ていること。
- ・特定の指定居宅介護支援事業所に偏ることがないように、公正・中立性の確保に努めること。
- ・介護予防サービス計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと。

(7) その他の業務

ア 運営協議会への出席

運営協議会へ出席し、事業の報告・説明等を行う。

イ 守谷市センター連絡会議への参加

市が運営する「守谷市センター連絡会議」へ出席し、センターの役割を果たしていくための必要な情報収集、意見交換、課題の検討を行うこと。

ウ 上記(1)から(6)のほか、目的を達成するために必要な業務については、市と協議うえ実施すること。